

第 1 号

10月21日(金)

令和4年第2回宇土市議会臨時会会議録 第1号

宇土市告示第88号

令和4年第2回宇土市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月14日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和4年10月21日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室
3. 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 議会運営委員会委員の選任について
 - (4) 常任委員会委員の選任について
 - (5) 地域高規格道路促進等対策特別委員会の設置及び付託について
 - (6) 宇城広域連合議会議員の選挙について
 - (7) 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について
 - (8) 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (9) 宇土市監査委員の選任について
 - (10) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第11号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第6号）
について

1. 議事日程

令和4年10月21日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 議長選挙について
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長選挙について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 地域高規格道路促進等対策特別委員会の設置及び付託について
- 日程第 9 宇城広域連合議会議員の選挙について

- 日程第 1 0 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 1 1 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 宇土市監査委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 1 1 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）について

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長選挙について
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長選挙について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 地域高規格道路促進等対策特別委員会の設置及び付託について
- 日程第 9 宇城広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 1 0 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 1 1 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 宇土市監査委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 1 1 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）について

(追加日程)

- 日程第 1 4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

3. 出席議員（18人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 土 黒 功 司 君 | 2 番 杉 本 寛 君 |
| 3 番 中 野 洋 一 君 | 4 番 浦 本 晴 美 さん |
| 5 番 佐美三 洋 君 | 6 番 小 崎 憲 一 君 |
| 7 番 今 中 真之助 君 | 8 番 西 田 和 徳 君 |
| 9 番 園 田 茂 君 | 1 0 番 宮 原 雄 一 君 |
| 1 1 番 柴 田 正 樹 君 | 1 2 番 檜 崎 政 治 君 |
| 1 3 番 野 口 修 一 君 | 1 4 番 中 口 俊 宏 君 |
| 1 5 番 藤 井 慶 峰 君 | 1 6 番 山 村 保 夫 君 |

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開会

-----○-----

○事務局長（江河一郎君） 本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、村田宣雄議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

村田議員、議長席のほうへお願いをいたします。

○臨時議長（村田宣雄君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました村田宣雄でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、令和4年第2回宇土市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席されております議席を指定いたします。

ただいま、元松市長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。本日ここに、第2回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私共に御多用のところ、御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、議員の皆様におかれましては、先の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様方の厚い信頼を得て、見事当選の榮譽に浴されましたことを心からお喜びを申し上げます。

皆様には、今後4年間、市民の代弁者として、市政に対する忌たんのない御意見、御提言をいただき、市民福祉の向上と市政発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず、先月18日から19日にかけて本県を通過しました台風14号関連について御報告させていただきます。

本市では、台風接近に伴いまして、18日午前8時30分に、市内全域に警戒レベル4避難指示を発令し、市内11か所の避難所に最大319世帯、621人が避難をされました。

この台風により、本市では、宇土マリーナで栈橋が破損するなどの被害が発生しましたが、幸いにもほかには甚大な被害はなく、安堵しているところでございます。

しかしながら、各地で記録的な大雨により、土砂崩れや浸水等の被害が発生しております。今回の台風により、不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

次に、今月30日に開催予定の大太鼓フェスティバルについて御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度から中止をしておりましたが、国の重要有形民俗文化財の指定を受けている全国随一の文化財である宇土雨乞い大太鼓の伝統文化を継承し続けるために、そして何よりも、元気な宇土市を取り戻したいという思いで、3年振りに開催されます。感染対策をしながらの開催となりますが、今回の開催を大変うれしく思っているところでございます。

今年は、残念ながら地区保存会の出演はありませんが、夏から秋への開催に変更し、出演者一同、意気込みも新たに熱い思いで演奏していただけるものと思っております。

また、来月になりますが、27日には、宇土市産業祭が開催される予定となっております。こちらもコロナ等の影響によりまして、令和元年から中止となっており、4年振りの開催となります。

今回は、本町通りの一部を歩行者天国にして、そこを事務椅子で駆け抜けるイスワングランプリをはじめ、フリーマーケットや特産品販売等、市民の皆様が楽しめるイベントが多数計画されており、宇土市の経済発展の起爆剤となってくれることを期待しております。

現在、全国各地でも、これまで中止を余儀なくされていたイベントを再開するなど、withコロナへの動きが加速しております。

本市におきましても、引き続きの感染拡大防止と、社会経済活動の両立を図っていくよう全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、臨時会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（村田宣雄君） 市長の挨拶は終わりました。

-----○-----

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（村田宣雄君） 日程第1、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長（村田宣雄君） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○臨時議長（村田宣雄君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（村田宣雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（村田宣雄君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

事務局長に点呼を命じます。事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 答弁席に向かいまして左側から投票をお願いいたします。

それでは順に点呼いたします。1番、土黒議員。2番、杉本議員。3番、中野議員。4番、浦本議員。5番、佐美三議員。6番、小崎議員。7番、今中議員。8番、西田議員。9番、園田議員。10番、宮原議員。11番、柴田議員。12番、檜崎議員。13番、野口議員。14番、中口議員。15番、藤井議員。16番、山村議員。18番、福田議員。最後に17番、村田議員。

○臨時議長（村田宣雄君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（村田宣雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○臨時議長（村田宣雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、土黒功司君、2番、杉本寛君、16番、山村保夫君、18番、福田慧一君を指名いたします。4人の議員の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（村田宣雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票、無効投票0票。

有効投票中、中野洋一君、1票、檜崎政治君、6票、藤井慶峰君、11票。

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、藤井慶峰君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤井慶峰君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

藤井慶峰君、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 皆様、改めておはようございます。ただいまこの臨時議会において議長に選出いただいたことについて、まず御礼を申し上げます。今、私たちのこの国は大変な状況にあります。世界的には戦争があちこちで起こっております。これが収まる気配も見せ

ません。その影響もあって、国内では円安がもう1ドル150円になろうとしております。経済的にも大変な状況になっています。そして、本市においては、やっと念願の市庁舎が完成して、来年5月から供用されるということになっております。大変重要な時期でございます。議会としても議会としての役割を果たして、執行部に対して協力できるところは全面的に協力をして、そして共に宇土市を発展させ、市民の幸せをみんなの力でつくっていきたいと思います。そのために、私も粉骨砕身、浅学非才の身ではございますが頑張っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（村田宣雄君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

藤井議長，議長席にお着きください。

皆様の御協力，誠にありがとうございました。

[臨時議長自席へ，新議長議長席へ]

-----○-----

日程第2 議席の指定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2，議席の指定を行います。

議席は，会議規則第4条第1項の規定により，議長において，ただいま御着席の議席といたします。

-----○-----

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第3，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，1番，土黒功司君，18番，福田慧一君を指名いたします。

-----○-----

日程第4 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第4，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は，本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，会期は，本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第5 副議長選挙について

○議長（藤井慶峰君） 日程第5，これより副議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（藤井慶峰君） ただいまの出席議員数は18人であります。
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（藤井慶峰君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（藤井慶峰君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

事務局長に点呼を命じます。事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 答弁席に向かいまして左側から投票をお願いいたします。

それでは順に点呼いたします。1番，土黒議員。2番，杉本議員。3番，中野議員。4番，浦本議員。5番，佐美三議員。6番，小崎議員。7番，今中議員。8番，西田議員。9番，園田議員。10番，宮原議員。11番，柴田議員。12番，檜崎議員。13番，野口議員。14番，中口議員。16番，山村議員。17番，村田議員。18番，福田議員。最後に，藤井議員。

○議長（藤井慶峰君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長（藤井慶峰君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により，立会人に3番，中野洋一君，4番，浦本晴美さん，13番，野口修一君，14番，中口俊宏君を指名いたします。4人の議員の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（藤井慶峰君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 18 票、無効投票 0 票。

有効投票中、中野洋一君、1 票、園田茂君、11 票、宮原雄一君、6 票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 5 票であります。したがって、園田茂君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました園田茂君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をいたします。

園田茂君、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（園田 茂君） 改めておはようございます、園田茂です。副議長に選任いただきまして本当にありがとうございました。先ほど議長のほうから挨拶がありましたように、議長の今後の考えとして、議会の改革とまた議員の資質向上ということ、勉強会をまた開くということをおっしゃいますので、私も後ろから精一杯助けながら、新しいこの議会をまた活性化できるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん御協力のほどよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（藤井慶峰君） ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。併せて、議場の換気を行いますので御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前 10 時 32 分休憩

午前 11 時 48 分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、5 番、佐美三洋君、7 番、今中真之助君、8 番、西田和徳君、10 番、宮原雄一君、11 番、柴田正樹君、16 番、山村保夫君、以上 6 人を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選して議長へ報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前 11 時 49 分休憩

午前 11 時 51 分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長，10番，宮原雄一君，副委員長，7番，今中真之助君，以上でございます。

-----○-----

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（藤井慶峰君） 日程第7，常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務市民常任委員会に、1番，土黒功司君，5番，佐美三洋君，6番，小崎憲一君，8番，西田和徳君，14番，中口俊宏君，17番，村田宣雄君，以上6人を指名します。

次に、経済建設常任委員会に、2番，杉本寛君，7番，今中真之助君，9番，園田茂君，10番，宮原雄一君，13番，野口修一君，18番，福田慧一君，以上6人を指名します。

次に、文教厚生常任委員会に、3番，中野洋一君，4番，浦本晴美さん，11番，柴田正樹君，12番，檜崎政治君，15番，藤井慶峰君，16番，山村保夫君，以上6人をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選して議長へ報告を願います。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 58 分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会における委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務市民委員長，6番，小崎憲一君，副委員長，5番，佐美三洋君，経済建設委員長，7番，今中真之助君，同じく副委員長，2番，杉本寛君，文教厚生委員長，12番，檜崎政治君，同じく副委員長，4番，浦本晴美さん，以上でございます。

-----○-----

日程第8 地域高規格道路促進等対策特別委員会の設置及び付託について

○議長（藤井慶峰君） 日程第8，地域高規格道路促進等対策特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する地域高規格道路促進等対策特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、9人の委員をもって構成する地域高規格道路促進等対策特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、地域高規格道路促進等対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、土黒功司君、4番、浦本晴美さん、5番、佐美三洋君、6番、小崎憲一君、7番、今中真之助君、8番、西田和徳君、10番、宮原雄一君、13番、野口修一君、17番、村田宣雄君、以上9人を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選して議長へ御報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午後0時01分休憩

午後0時03分再開

-----○-----

○議長(藤井慶峰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地域高規格道路促進等対策特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長、8番、西田和徳君、副委員長、5番、佐美三洋君、以上でございます。

-----○-----

日程第9 宇城広域連合議会議員の選挙について

○議長(藤井慶峰君) 日程第9、宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

宇城広域連合議会議員に、15番、藤井慶峰、17番、村田宣雄君、18番、福田慧一君、以上3人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました、15番、藤井慶峰、17番、村田宣雄君、18番、福田慧一君の3人を宇城広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、藤井慶峰、村田宣雄君、福田慧一君が宇城広域連合議会議員に当選されました。

ただいま宇城広域連合議会議員に当選されました、村田宣雄君、福田慧一君、藤井慶峰が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

-----○-----

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について

○議長(藤井慶峰君) 日程第10、上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

上天草・宇城水道企業団議会議員に、13番、野口修一君、16番、山村保夫君、以上2人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、13番、野口修一君、16番、山村保夫君の2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、野口修一君、山村保夫君が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました、野口修一君、山村保夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

-----○-----

日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(藤井慶峰君) 日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、藤井慶峰君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、15番、藤井慶峰君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました藤井慶峰君が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました藤井慶峰君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

-----○-----

日程第12 議案第83号 宇土市監査委員の選任について

○議長（藤井慶峰君） 日程第12，議案第83号，宇土市監査委員の選任についてを議題といたします。

14番，中口俊宏君は，地方自治法第117条の規定により除斥されますので，暫く退席をお願いいたします。

[中口俊宏君 退場]

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 本臨時会で御審議いただきます案件について御説明いたします。

議案第83号，宇土市監査委員の選任について。

これは，地方自治法第196条第1項の規定により，議員のうちから選任する監査委員の選任に当たり，議会の同意を求めるものであります。

中口俊宏議員を選任したいので，何とぞ，御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号については，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，ただいまの議案第83号については，委員会付託を省略し，直ちに審議することに決定いたしました。

これより，議案第83号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので，質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第83号、宇土市監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤井慶峰君) 全員賛成です。

よって、議案第83号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

中口俊宏君の入場を求めます。

[中口俊宏君 入場]

○議長(藤井慶峰君) ただいま宇土市監査委員に選任されました中口俊宏君が議場におられますので、本席から告知をいたします。

それでは暫時休憩いたします。

-----○-----

午後0時17分休憩

午後1時00分再開

-----○-----

○議長(藤井慶峰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第13 議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第11号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(藤井慶峰君) 日程第13、議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第11号、令和4年度宇土市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第11号、令和4年度宇土市一般会計補正予算(第6号)について。

これは、本議会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

補正額は6億1,982万1千円を増額するもので、補正後の総額は215億3,920万円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、価格高騰緊急支援給付金支給事業等の計上を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）等の増額を行っております。

農林水産業費では、轟緑川第1排水機場整備事業の計上を行っております。

災害復旧費では、令和4年台風14号災害対策経費（商工観光課分）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、轟緑川第1排水機場整備事業の追加を行っております。

債務負担行為につきましては、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）に要する経費の追加を行っております。

地方債の補正については、轟緑川第1排水機場整備事業の追加を行っております。

以上でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第84号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第84号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第84号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） ただいま上程されました、議案第84号、専決第11号の衛生費についてのみ質疑をいたします。衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について質疑をいたします。

四つ質問がございます。まず一つ目、生後6か月から4歳の接種体制を敷くに至った根拠、エビデンスはどうなっているのか。二番目、生後6か月から4歳への治験結果はどのようなデータが示されていたのか。三つ目、本市内で生後6か月から4歳のPCR検査陽性者数は

どういう状況で、感染された方がどのような症状だったのか。また、重症者がどれくらいいて、どのような症状に至るのか。この三つは健康福祉部長に対して質問いたします。

次の四つ目が、今回のこの専決処分ですけれども、本議会に間に合わなかったということは理解できるのですが、いつ頃、この新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の準備をされていたのかを、市長に対してお尋ねいたします。

○市長（元松茂樹君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） それでは、暫時休憩いたします。執行部答弁書作成のために1時間休憩します。その間、昼食等済ませてください。午後2時から再開いたします。

-----○-----

午後1時05分休憩

午後2時00分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの7番、今中真之助君の質疑に対して執行部の答弁を求めます。

健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほど御質問いただいた件について説明をいたします。

まず、皆さんのお手元に厚生労働省の資料になりますけれども、今年の10月12日に自治体向けの説明会が行われまして、その資料を一部抜粋したものでございます。こちらを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、生後6か月児から4歳児への接種体制を敷くに至った根拠、エビデンスにつきましては、今年10月7日、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料におきまして、このワクチンの臨床実験において3回目接種後、7日以降における発症予防効果は73.2%と報告され、一定の有効性が期待されるとされております。この件につきましては、このお配りしました資料の32ページのところに載っておりますので御覧ください。

また安全性につきましても、重大な懸念は認められないと判断されております。

二つ目の質問、生後6か月から4歳児への治験結果につきましては、同じ資料の下の段33ページのところに示されております。安全性に懸念はないという、重大な懸念は認められないという判断となっております。

三つ目の御質問、本市内での生後6か月から4歳児のPCR検査の陽性者数の状況と感染された方の状況につきましては、生後6か月から4歳児のPCR検査の結果や感染者の症状については、集計・公表がされておられませんので把握をしておりませんのが実情でございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 私からは，生後6か月から4歳のワクチン接種体制の準備はいつされたのかという御質問でございます。ちょっと時系列で答えさせていただきます。

この資料の1ページ目にもあるのですが，9月2日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会という記事がありますが，接種体制の準備が依頼ということで，自治体向けに接種体制の準備を進めてくださいというような通知がまず来ております。それから9月に入って特にこの情報が入ってきました。形とすれば，10月末にこの6か月以上4歳以下の乳幼児に対してのワクチン接種を，打てる体制をつくってくださいというような内容です。それがまず冒頭でありまして，その中で先ほどの専決に関しましては，9月29日に専決をしているわけですが，これは，乳幼児ワクチンの接種の個別予算を組んだものではございません。小児ワクチンとかいわゆる3回目，4回目の大人のワクチンを含めてですが，こういったワクチンの総合的な予算を組んでおりまして，この乳幼児ワクチンに関しては，受ける人が非常に少ないというのも分かっておりますし，まだ組む根拠がなかったんですね，この当時。ですから，小児ワクチンの5歳から11歳ですね，5歳から11歳ワクチンの枠内で対応できるという判断での予算計上でございますので，この時点で乳幼児ワクチンを組んだというわけではございませんので，その点だけは御理解をいただきたいと思っております。その後，10月5日にファイザー製のワクチンの特例承認が出されました。それを受けて10月7日，先ほど部長が申しましたが，ワクチン分科会において答申がなされ，もう事実上のゴーサインが出されたのが10月7日です。その後，10月12日，この説明会でございますが，この厚労省が直接全国の自治体に向けて説明会を行っております。オンラインでございます。この説明の中で，10月24日から接種開始ができるような体制を組んでくれというような内容になっております。

では，宇土市は何をやってきたかということをお知らせをしますと，まず，9月に入って乳幼児ワクチンの話が出てきましたので，これは医師会とも情報は共有をしております。そうなった場合に対応できるのか，対応できる病院はどこがあるのかというような打ち合わせはしております。そして，今の状況としては，11月半ばからはワクチン接種が可能であるという返事はいただいているところです。今回，11月号の広報うとに掲載予定なのですが，それに関しては特例承認がなされたということ，それと11月中に個別にお知らせを送ることのみ周知をしております。これは，先ほども少し申し上げたのですが，5歳から11歳に関して接種券をうちは送ってはおりませんが，これと同じで，これも接種券は送らない，ただ，国は送れと言っています。ここは，私たちのささやかな抵抗だと私は思っております。そういう意味で，では11月になって保護者に送る文書はどういう内容かというところも，まだできていないんです。国からこういうチラシで受けてくださいというような，安

全ですというようなチラシが恐らく来ると思いますが、そういったのを見たところで、宇土市としては、しっかり考えてくださいというような、慎重な判断を促す内容にしたいというところで、今、打ち合わせをしているところです。だから、中身についてまだゲラもできておりませんので、その点御理解をいただきたいと思えます。

私たちとしますと、ワクチンはもちろん危険性があると言われる方はたくさんおられますし、幼児・小児の重症化率はどのくらいだと言われても、確かにおっしゃるのも私もよく分かります。ただ、ワクチンを受ける権利というのものもあるわけで、これを私たちが奪うわけにはいかないし、全国一斉にそういう形でやるのに、宇土市だけがやらないという選択肢は私はない。その中で、危険とは言いませんけれども、しっかり考えてもらうためにはどうしたらいいかというのは、今中議員がずっとおっしゃっていますけれども、エビデンスを示してというような話があるのですが、これがなかなか私たちが示すことができないというか、私たちも専門家ではございませんし、国の分科会が言ったらこれを信じるしかないというのが実情です。これは、保健師とかが言っても考えても一緒でございまして、そういう意味では、どうしたらいいのかなというのは、やはりもう少し慎重に考えて通知は出すべきだと思っております。ただ、通知が来たから受けるという状況をつくるつもりは一切ございません。受けたい方はどうぞ、ただ、しっかりリスクもあるんですよということは、お知らせをしていきたいというような思いでおります。そういう意味で、これを何で国が急いでいるかというところ、あと一点申し上げますと、3月までに3回の接種を終えたいと国が言っているんです。となると、1年半ばまでに1回目を打たないとスケジュール的に間に合わないんです。だから、期間がもう2か月ぐらいではどうしようもないから、できるだけ前倒しでしてくれというのが国の方針でございまして。それで、うちで精一杯急いでどのくらいかというところで、11月の半ばが精一杯かなというところを、今私たちは考えているところで、希望しない人に対しては接種券はもちろん送りませんけれども、慎重に判断できる内容の通知にして接種券を自動的に受けられないようなですね、受けられないというかちょっと考えないと受けられないような仕組みにはしたいなと思っておりますけれども、まだ今はそういう段階でございまして。ですから、かなり走りながらこれをやっているんですね、確かにおっしゃるように御批判を受けるのはよく分かります。ただ、さっき申しましたように、ワクチンを受けないことも選択できますが、受ける権利もあるわけで、これを私たちが奪うわけにはいかないということは是非御理解いただきたい。住民の皆さんにどういう周知をするかについては、またいろんな形でお話をお伺いさせていただきながら、ただ、これは危ないですよという話はもちろんできませんので、そこは折り合いをつけて、しっかり考えていただけるような内容にしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） ほかにないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成多数です。

よって、ただいまの議案第84号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすること

に決定いたしました。

以上で、今臨時会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回宇土市議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

午後2時12分閉会

○議長（藤井慶峰君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、改選後の最初の議会ということで、議員の皆様には議会の構成をはじめ、重要な案件について御熱心に審議いただき、ここに無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より御礼を申し上げます。

私、微力ではございますが、議長として、今後、皆様方と力を合わせて、宇土市の更なる発展のために努力してまいる所存でございますので、議員各位のなお一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、提出しました二つの議案につきましては、日程多数の中、協議、審議、決定をいただきまして、心から感謝申し上げます。またいろんな意見をいただきました。これは私たちも真摯に受け止めております。今後も活発な議論をさせていただければありがたいなと思うところでございます。

次に、この度の臨時会におきまして、正副議長そして各委員会の正副委員長などの選出が行われまして、議長には藤井慶峰議員が、副議長には園田茂議員が就任されました。誠にありがとうございます。また、各役職に就任された皆様方には、今後の議会運営にも御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、これまで議長、副議長をお務めいただきました中口議員、そして、御勇退されました芥川前議員に対しましては、その御労苦に対しまして、深甚なる謝意を表する次第でございます。大変お世話になりました。

いよいよ今日から新たな議会体制となるわけですが、執行部としましても議会との一層の連携を図りつつ、市政発展のために一層の努力を傾注してまいり所存でございます。今後とも、議員各位の格段の御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

午後 2 時 1 4 分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会臨時議長 村 田 宣 雄

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 土 黒 功 司

宇土市議会議員 福 田 慧 一